

一、議長(中西亮藏君) 七番

一々廣大酒齋恒君一 細部については特別委員会を設けますので、その
本質疑、討論をやめさせていたかといふ点に注意すべし、先般の面々
新聞の件で、内容をよく見ると町長は間違ふ事を書いたところとい
ふ事を抑へておられるようである、これは單なる記事ではなく、
討論式であつたところに記憶してあるものと云ひます、さういふ点に
もう一つのことといふ事は、町長の真意でなかつたといふ事は、
了解できさうな気がいたします。又町長は地蔵法を要すものは不
名義ではないか、成程は不名義であるといふ事を抑へておられる
ようであつた事か、先程申し述べたように、今までの適用因
体のほとんど貧困救済、あるいは過大投資による生計のたぐひなど
が主として、さういふ義に適用しなかつたといふ事は、たゞに理事相
も不名義であるといふ事を素直に言つた事は、たゞに理事相

福生町議会

私はやはり鎌倉を気掛りでこの地蔵の困難にわたつていくべきかといふ
思ひのぶらぶらです。石川町長は昨年の五月に町長になられたりで、
その年夏当初予算の作成にはあつた切なまゝと因心うのぶすか
その笑はともかく議会は議会として教訓してほしいという議決をして
やうにもなかぬわが赤十字生じ、地蔵法の申出をしなければならぬとい
う事ぶらぶらです。先程指図をいしした事は今まで非常な町長
は自願自賛であつたと因心のす。さうして其不名誉な事であ
ろといふ新見も聞かされたけれどぶらぶらです。今後やはり地蔵法に
ついては町長のやうにして美辞麗句でなく、素直な気持ちを表わしま
くらひないと思ひのぶらぶらです。それからいふにしても私の領内情
容もよく又、理事者並みに担当者から答弁がありおそれるで、今
後十分研究しなければなりません。もしよかつたかう特別委員会でも徹底
的に掘り下げてみるべきかと思ひますので取り直後は示さず

三

一、十番(山田博君) 議長

一、議長（中西老藏君）十番

一十番(岩田博君) 大なりな一般民の方から、多数傍聴して、おろぐおろぐ
りまの職員の給与問題について、一おろぐおろぐおろぐおろぐおろぐ
すか、東京都下で、おろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐ
地域でおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐ
員給与は、おろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐ
御覧は、甚大で、おろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐ
村町、国玉町、小平町、畑に等発展途にある町の例を、おろぐおろぐ
の給与を、おろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐ
か、老婦心なから、おろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐ
所を例を取り上げ、おろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐおろぐ

福生町議会

町と同等の町村職員の給与の比割を初繰いれたいと用心する。

一、議長（中田虎藏君）
森田助役

久がいの岩田議員さんからの御意見が最も心と

存いままの当町に於ては、職員に支給されてゐる給与が
 基礎は、東京都の職員に支給されてゐる給与の俸給率と
 比較するのではなく、例えば松原の職員との給与と比較
 してしまふ。やういふ事はないからかと思ひますが、又
 給与比較といふ事は非常にむづかしい問題でありまして、国家
 公務員も支給されてゐる給与表と、東京都の職員の取らな
 る給与表との比較をしてみても大体三割程度都の方が上
 うに言つておろしな通説でございます。これは一人一人の学歴であつて
 職種といふようなものとは比較検討しない事には一口に高い低いとい
 ふ事はできません。用になります。概括的には十四頁に各階層別の平

されております。地方自治を自治体自身の消すようす事を警告を
いたしてあります。次に如何いしは事は、現に倉敷市に於きまして
は三十年から三十五年の間この適用を受けたいのであります。一
年おきまして又おかしくなり今年度から又この適用を受けたい
実例がいろいろござります。福生町に於きましては、この計画案を
施行するに於いて四年後又このようす事能く再びくつみかうか
いう面におきましては明確なる回答を希望したいと思ひます。
先程大久保議員、大沼議員から質問がござります。この計
画案の中には年毎三万という起債が見込まれておられるが
りまぬ。この面においては町長は確信をもつてこの起債がもう
ろくめどうの確実な回答を希望したいと思ひます。計画案
の中には昭和四十五年後におきまして、都市計画の計画案を
つておられるが、これは以前より福生町という文字が使われ

ています。町発展のためには住民が非常に期待してござります。この計
画案を見ますとまだ三年も先の事であります。そういう面にお
きまして、どううす考えをもちたいのか、後においては如何い
か期待するようす町民が希望するようすに町長は答えてくれるのか
町民がたいにたいと思ひます。

一議長(中西善蔵君) 石川町長

一町長(石川常太郎君) 町民が希望するようす、計画案に於きましては都
並みに自治省に於きまして大体見たいだき、都の方では大々
とこの事をいいたくない。この通り実施をします。将来の監督に
ついては、この通りやつて参ります。おぼろしい監督はござります。
将来の問題はいろいろあるが、福生町に於きましては、昭和四年が十分
思つてあります。倉敷市の方町に於いては、倉敷市、岡山市
に於きましては、工業都市の発展問題が失敗したように聞いてお

り事、起債について確信を得ておられます。最後の都市計画の
題におおりの事、ここにもうお聞きするのには実施できず、必
ずおそれ受けの曉きには之派を町に立ち華を確信し、之に印
す。以上各答を承りま。

一十二番（中村国太郎）議長

一議長（中田老蔵君）十二番

（十二番中村国太郎登壇）

一十二番（中村国太郎） 第一氏は、破産宣告の民間会社に見しい国、都
府及び管理下に置かれ、移りゆの自治体になつて思つておられます。
町の特殊性や住民自治の自主性を失ひ、この適用後はおのり分断は
たつと制約を受け、事は明瞭であつて思ひます。理事者の執行権
幾分の議決権修正権、決定権等はよりよく制限を受け、大
理事者の州国長を依頼したいと思つておられます。第二氏は



は、大集難下になり、民意政治、すなわち自治政治の破壊となり、憲
政治となつて道路の本舗装すらも、のろゝとされ、住民福祉の諸条件
の不能により住民の健康意欲の減退を期し、町全体としての発展は
大きく後退する事は明らかであつて思ひます。臨時の羽村町は、
十年後昭和五十年で人口は六万五千人、千二百軒の商店街の建設計
画と聞かれました。十年後に町の中、格差は格段の相違
を期す事は、必復の事であつて思ひます。よに斗して理事
者の公約を健全財政、臨時合併と、おのりの政治的責任に斗して
おのりの町、同じく思ひます。

一議長（中田老蔵君） 石川町長

（町長石川常太郎君登壇）

一町長（石川常太郎君） 町長并申上ります。本日は申出の議案、おやうい
うして、この後、又議案を御座います。おやういふ事は、町長の御座います。

一、町長（石川常太郎君）
担当課長より町長并申上之事。

（理事有例）
（休張の声あり）

一九番神樂探忍 議長

一、議長（中西虎藏君）九番

一 九 番（神樂舞探君）
休憩しなすはわのうきといふ華ふみか、休憩しな

調へておられるわけですから、いまだ戦後計画の問題としてここに
はつきりおまいる間は解決してこの数字を出すならば休憩する
必要はないのではないかと、当時の収入役として公務員にも如く切
るはずではないと答え、ゆゑの通り、当時の議事録を引くも
けこうだと思ひます。

一議及(中西是歲君)
訖務課長

一、給務課長（大野忠一君）
神野廣議員云、この州價向、去年

木の紀生齋の五枚の図題で、昨年の議會で切斷じかゝつたやうに云ふ

福生町議会

羊のその時に年費末に予算がなされる。その組合

として、運算をぶついてもよくないという事や、立替払いをして、わやす、最終的には二十年後で予算が計上されるから、二十年の間はかりして、二十年後から落して整理してかりする。その数字のこのころから予算のうのりのりを差引して千三百三十四円という数字になるかります。

一九番(神戶縣操君)議長

一議長中西虎藏君
九番

一九番 神野藤操君
 此の年考の金七十九年考から取扱つた

万と云ふは、数学はあつたかも知れぬが、しかし強ひ基いゝて、わづらひも

るが望み支拂つて良いものかといふ事、どう扱はいいか

計規則を便於いともあるはるすといふ事と鑑人を私

はるの候は、いの方張は、省、盡、い、る、け、な、い、か、と、優、し、た、事、も、能、憶、か、ら、な、る

